

食品安全委員会（第587回会合）議事概要

日 時:平成27年12月8日(火) 14:00~15:27
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者:報道17名、行政機関3名、一般5名

議事概要

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「チフルザミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ホセチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「レピメクチン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分」に関する審議結果の報告について

→担当委員の山添委員から説明。

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わず、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「THR-No. 2株を利用して生産されたL-トレオニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
・添加物「*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼについては、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・プリオン「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「月齢制限とSRMの範囲について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループにおける審議結果の報告について

→担当委員の佐藤委員長及び事務局から説明。

報告書及びメッセージについて、一部修正の上、決定された。

また、1枚にまとめた「委員長・座長から国民の皆様へ」も、一部修正の上、併せて公表することとなった。

(6) 平成28年度食品安全モニターの募集について

→事務局から説明。

平成28年度の食品安全モニターの募集手続きを開始することとなった。

(7) 食品安全関係情報（10月30日～11月19日収集分）について

→事務局から報告。

ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）が11月2日に公表した、農業分野における抗生物質の使用が減少傾向にある旨の情報等の概要について報告。